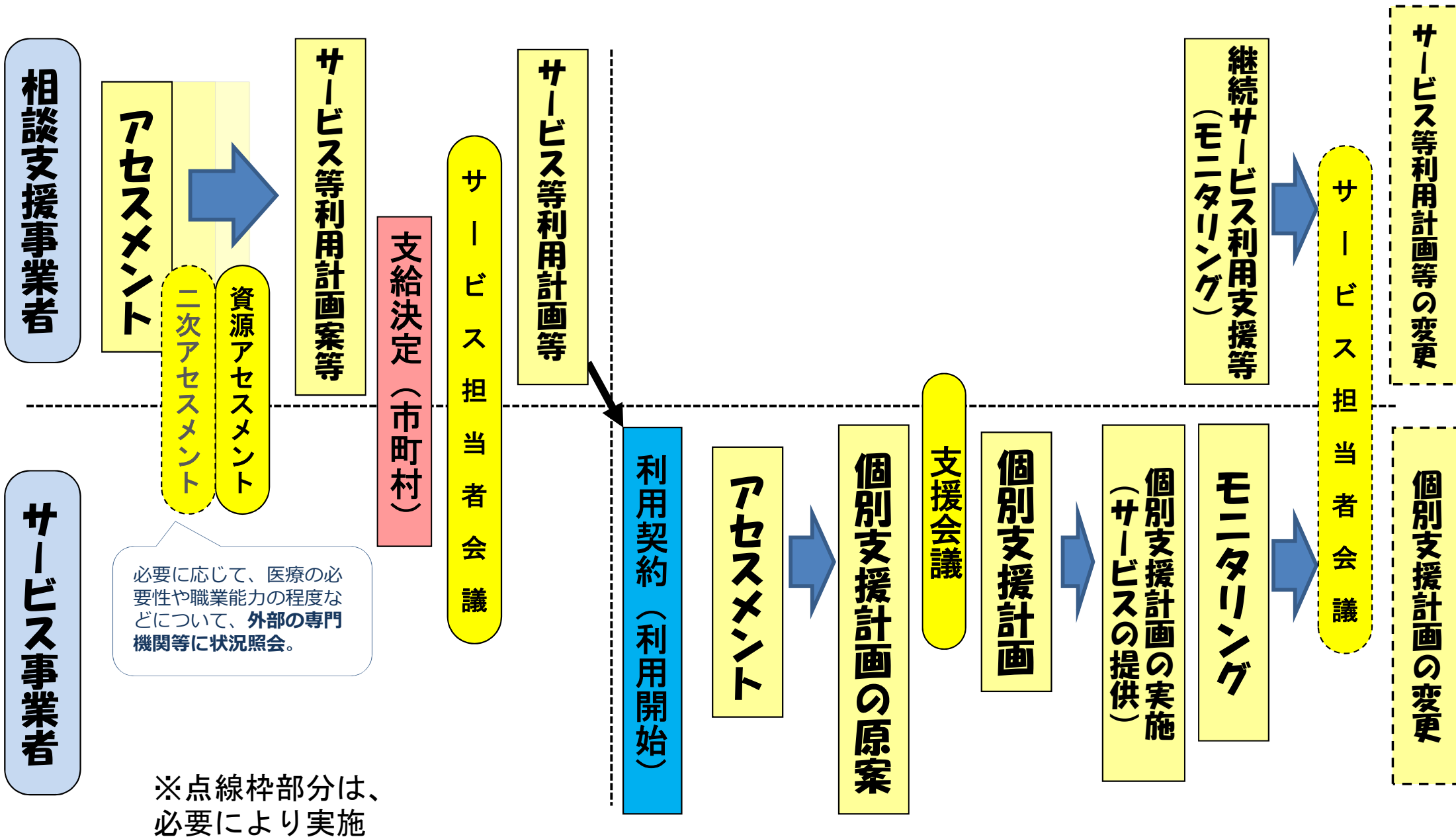


# サービス等利用計画と個別支援計画等

# 指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



# サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

## 指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

### アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

### サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

## サービス事業者

## サービス事業者

### アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

### 個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

# サービス等利用計画と個別支援計画の留意すべき点

## サービス等利用計画

障害者の生活環境や支援ニーズ、本人の思いや家族の希望等を受け止めた上で、福祉サービスの利用を含めた生活全体の支援をプランニング

## 個別支援計画

サービス等利用計画を踏まえて、支援事業所が提供するサービスの中で何を目指していくのかをプランニング



生活環境等のアセスメントもないまま、突然「福祉サービスの利用計画」だけが作成される



その事業所を利用する曜日や時間帯をカレンダーにプロットしただけの「個別支援計画」

障害者のライフプランであるサービス等利用計画を踏まえて、それぞれの事業所において、個別支援計画の中で「具体的に提供する支援」を明確化



個別支援計画の目標達成されたときに、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画の長期目標が達成されるようにならない。

ただし、**個別支援計画 ≠ サービス等利用計画**である。

(個別支援計画 = 部分像、サービス等利用計画 = 全体像)

# 【参考】

事務連絡  
令和2年1月23日

各障害児通所支援事業所管理者 様  
(政令市・中核市除く)

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

## 障害児通所支援に係る個別支援計画の作成に係る記録の作成・保存等について

標記の件につきましては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）」（以下、「基準省令」）において、「児童発達支援計画の作成等（第27条）」、「記録の整備（第54条）」（※注1）が規程されているところです。

個別支援計画の様式については、国が標準様式を示していますが、(1)利用児童の現状把握や課題整理が不十分のまま目標や支援内容が決定されていること(2)支援内容が曖昧に記載されていること(3)利用児童及びその保護者の意見等を十分に聞き取らず反映しないまま個別支援計画を作成していること等が散見されていたため、平成30年9月20日に兵庫県版の様式例を定めておりましたが、この度、「モニタリング結果記録」、「個別支援計画作成会議録」の様式例も作成しましたので、今後は、併せて県版の様式を使用していただくか、本様式の内容を踏まえた独自様式を使用していただきますようお願いいたします。

なお、書類の保存については、基準省令で5年間保存することとなっております。実施されたことの確認資料ともなりますので、必ず保存していただくようお願いいたします。

※注1	児童発達支援	第27条、第54条
	医療型児童発達支援	第64条（準用）
	放課後等デイサービス	第71条（準用）
	居宅訪問型児童発達支援	第71条の14（準用）
	保育所等訪問支援	第79条（準用）

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局  
障害福祉課 障害福祉基盤整備班 TEL 078-341-7711

阪神南・阪神北・東播磨地域（担当：中井 内線：3012）  
北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域  
（担当：桧垣 内線：2968）